

NICOS カード会員規約（11.10.01 改定）

NICOS クレジットカード、NICOS・VISA カード、NICOS・MasterCard
NICOS・VISA プレミオ、NICOS・MasterCard プレミオ
NICOS・VISA ゴールドカード、NICOS・MasterCard ゴールドカード

一般条項

第 1 条(本人会員および家族会員等)

(1)本人会員とは、本規約を承認のうえ、三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)に、第 2 条(1)に定めるカードのうち 1 種類を選択して当社所定の申込書により入会の申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。

(2)本人会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認のうえ家族会員としての入会の申込をされ、当社が入会を認めた方を家族会員とします。本人会員は当社が家族会員用に発行する第 2 条(1)に定めるカード(以下「家族カード」といいます。)を、本規約にもとづき本人会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約にもとづき本人会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本人会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 13 条(1)所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届出るものとします。本人会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。

(3)家族会員による家族カードの利用はすべて本人会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用にもとづく支払義務は、本人会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本人会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいずれも賠償するものとします。

(4)家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。

(5)本人会員および家族会員(以下両者を「会員」といいます。)と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第 2 条(カードの貸与と取扱・有効期限)

(1)本規約に定めるクレジットカードは、「NICOS クレジットカード」、Visa カード機能を有する「NICOS・VISA カード」・「NICOS・VISA プレミオ」・「NICOS・VISA ゴールドカード」と MasterCard®機能を有する「NICOS・MasterCard」・「NICOS・MasterCard プレミオ」・「NICOS・MasterCard ゴールドカード」(会員番号、会員氏名、有効期限等のカード情報を含み、以下これらを総称して「カード」といいます。)とし、本規約中の Visa カード機能に関する規定は「NICOS・VISA カード」・「NICOS・VISA プレミオ」・「NICOS・VISA ゴールドカード」に、MasterCard®機能に関する規定は「NICOS・MasterCard」・「NICOS・MasterCard プレミオ」・「NICOS・MasterCard ゴールドカード」にそれぞれ適用します。

(2)当社は会員 1 名につき、1 枚のカードを発行し、貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。

(3)当社がカードを貸与したときは、会員は直ちにカードの署名欄に自己の署名をしなければなりません。また、善良なる管理者の注意をもって、カードを使用し保管しなければなりません。

(4)カードは、カード上に表示された会員のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者(以下「他人」といいます。)に、譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。ただし、本規約で別に定める場合または当社が特に指示した場合はこの限りではありません。なお、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

(5)カード上には、会員番号、会員氏名、有効期限等が表示されますが、会員はこれらの表示事項を他人に使用させることはできません。

(6)会員が(3)、(4)、(5)に違反し、カードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払いは本人会員の負担となります。なお、家族会員が(3)、(4)、(5)に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当該家族会員自身も負担するものとします。

(7)カードの有効期限は、当社が指定しカード上に表示します。当社が適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。

(8)当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認します。

(9)会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気スライプ部分が(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第3条(年会費)

本人会員は、当社に対し毎年継続して当社所定の時期に当社所定の年会費(家族カードの年会費を含みます。)をお支払いいただきます。なお、支払済の年会費は、退会・会員資格が取消された場合その他理由のいかんを問わず、返還しないものとします。

第4条(暗証番号)

(1)当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。暗証番号が登録されるまでの間は、ご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。また、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」および生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申出するものとします。なお、会員から暗証番号の申出がないときは、当社が定める暗証番号を登録させていただく場合があり、この場合は本人会員にその旨を通知します。また、会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社の別に定める暗証番号を登録させていただく場合があり、この場合本人会員にその旨を通知します。

(2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は本人会員の負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。なお、家族会員が本項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。

第5条(カードの利用可能枠)

(1)カードの利用可能枠(家族会員の利用を含むカード利用代金の未決済残高の限度枠をいい、以下「利用可能枠」といいます。)は当社が定めた金額とし、本人会員に通知します。なお、当社は、会員のカード利用状況または信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、利用可能枠を増額または減額(入会申込時希望利用可能枠の記載が

ある場合でもその額にかかわらず)することができるものとします。ただし、当社は、本人会員が増額を希望しない場合、増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。

(2)前項にかかわらず、キャッシングの利用可能枠(家族会員の利用を含む第6条に定めるカードキャッシング利用の未決済残高の限度枠をいい利用可能枠の内枠として設定されます。以下「キャッシング利用可能枠」といいます。)は、当社が認めた本人会員に対し、当社が定める金額(本人会員が希望するキャッシング利用可能枠を指定した場合はその範囲内)とします。なお、当社は、会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、キャッシング利用可能枠を増額または減額できるものとし、また新たな融資を実行しないことができるものとします。

(3)当社は、(1)に定める利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦取引利用可能枠」といいます。)を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当社が発行するすべてのクレジットカード(ただし、法人カード、協同カード標章を冠するクレジットカード、およびUFJカード標章を冠するクレジットカードのうちJCBブランドのクレジットカードを除きます。以下「全ブランドカード」といいます。)に共通で適用されるものとします。会員は、全ブランドカードによる、2回払い、ボーナス払い、据置払い、分割払い(含むボーナス併用分割払い)、リボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)、およびその他の割賦取引において、本人会員および家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。なお、当社は、会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、割賦取引利用可能枠を増額または減額することができるものとします。

(4)会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠・キャッシング利用可能枠・割賦取引利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠・キャッシング利用可能枠・割賦取引利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠・キャッシング利用可能枠・割賦取引利用可能枠を超えた金額は、当社からの請求により、一括して直ちにお支払いいただきます。

(5)本人会員は当社から複数枚のカード(家族カードを除きます。以下本項において同じ)の貸与を受けた場合には、すべてのカードの合計利用可能枠・合計キャッシング利用可能枠は、カード枚数にかかわらず、各カードごとに定められた利用可能枠・キャッシング利用可能枠のうち最も高い額が適用されるものとします。ただし、各カードの利用可能枠・キャッシング利用可能枠は、適用される合計利用可能枠・合計キャッシング利用可能枠の範囲内かつ各カードごとに(1)および(2)により定められた額を限度とします。

(6)当社は、入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があり、本人会員はその求めに応じるものとします。なお、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取消、カードの全部もしくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。

第6条(カードの機能)

会員は、カードを利用して当社と契約している加盟店、当社が業務提携した会社と契約している加盟店または当社が加盟するVisa Worldwide Pte. Limited(以下「Visa Worldwide」といいます。)もしくはMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.(以下「MasterCard Worldwide」といいます。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店(以下これらを総称し「加盟店」といいます。)で、商品・権利の購入とサービスの提供を受けること(以下「カードショッピング」といいます。)ができます。また、本人会員は、自らまたは家族会員を代理人として、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること(以下「カードキャッシング」といいます。)ができます。この他、会員は第17条に定める付帯サービスを利用することができます。

第7条(お支払い)

(1)カードショッピングの利用代金および手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)ならびにカードキャッシングの融資金および利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約にもとづく本人会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座(以下「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を約定返済期日としてお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合または事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払いの方法でお支払いいただく場合があります。また、お支払口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、当該お支払口座と当社に対する他の債務の支払いに係る口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。

(2)お支払口座の残高不足等により約定返済期日にカード利用による支払金等の口座振替ができない場合、当社が指定する金融機関については約定返済期日以降においても、カード利用による支払金等の全部または一部について口座振替ができるものとします。ただし、カード利用による支払金等の額が2,000円以上の場合に限り、

(3)本人会員がカードキャッシングの支払金を支払い、本人会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。

第8条(外貨建による利用代金の円への換算)

外貨建によるカード利用代金の円貨への換算方法は、外貨額をVisa WorldwideまたはMasterCard Worldwideの決済センターにおいて、集中決済された時点でのVisa WorldwideまたはMasterCard Worldwide所定のレートに、海外取引に関する事務処理費用を加えたレートで円貨に換算します。なお、これらの決済センターにより決済されない取引については、当社または当社との提携金融機関所定の方法により円貨に換算するものとします。

第9条(支払金等の充当順序等)

(1)口座振替または当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払い以外の方法で本人会員の当社に対する支払いが行われた場合には、本人会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

(2)(1)にかかわらず、本人会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い当社が会員に通知した金額を、本人会員が指定した支払方法で本人会員が指定した支払日に支払った場合には、当社は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。

(3)当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で本人会員の当社に対する支払いが当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金(当該支払いが行われた日を返済日として本人会員が当社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後、当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ)があるときは、当社は本人会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

(4)カードショッピングのリボルビング払いに係る支払金の充当については、当社所定の順序と方法によるものとします。ただし、割賦販売法に定めるリボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当についてはこの限りではありません。

第10条(請求書・残高承認等)

(1)当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングまたはカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細および残高が記載された請求書を本人会員の届出住所宛に送付します。なお、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。また、年会費のみの請求の場合は請求書を発行しないことがあります。

(2)本人会員が前項の請求書を受取った後(電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には本人会員がこれを受信した後)、20日以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

(3)当社は、会員が本規約にもとづきカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項にもとづき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」といいます。)を(1)の請求書とは別に本人会員に交付します。

(4)本人会員が承認した場合、当社は、「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」および「受取証書(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条第6項、同法第18条第3項にもとづき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができるものとします。(注)

(注)(4)の条項については、当社所定の方法にて会員宛に通知、または、当社が相当と認める方法にて公表をした時から適用させていただきます。

第11条(費用・公租公課等の負担)

(1)本人会員は、振込手数料、収納手数料(コンビニエンスストアでの支払いの場合)その他の当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用および当社からの返金に要する費用を負担していただきます。

(2)本人会員は、本人会員があらかじめ約定した当社の指定するお支払口座から口座振替の方法により支払う場合において、約定返済期日に口座振替がなされなかった旨の通知を当社が当該金融機関から受領したときは、事務手数料(システム処理手数料、再振替手数料、振込用紙送付手数料等)として、525円(うち税25円)以内で当社の定める金額を別に支払っていただきます。

(3)本人会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用(525円(うち税25円)以内で当社の定める金額としますが、525円(うち税25円)を超える費用を要した場合はその費用)を支払っていただきます。

(4)会員は、当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払っていただきます。

(5)カード利用または本規約もしくは本規約にもとづく費用・手数料に関して公租公課(消費税等を含みます。以下同じ)が課される場合には、当該公租公課相当額は本人会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分は本人会員の負担とします。

第12条(カードの盗難・紛失・偽造等)

(1)カードの盗難、紛失その他の事由により、カードが他人に利用された場合の損害は、本人会員の負担となります。

(2)(1)において、会員が盗難、紛失等の事実をすみやかに当社に電話等により連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社は本人会員に対し、当社がその連絡を受付けた日の60日前以降のカードの利用代金にかかる支払債務(以下「対象債務」といいます。)を免除します。

(3)(2)にかかわらず次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。

- ①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
- ③当社の会員規約に違反している状況において、盗難や紛失が生じた場合。
- ④カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
- ⑤カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合(第4条(2)ただし書きの場合を除きます。)
- ⑥戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に盗難や紛失が生じた場合。
- ⑦(2)の届出を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
- ⑧当社等が行う被害状況の調査に協力せずまたは損害防止・軽減のための協力をしなかった場合。

(4)カードは、盗難、紛失、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料(家族カードの再発行手数料を含みます。)を本人会員に負担していただくことがあります。

(5)偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本人会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。ただし、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードによるカード利用代金について本人会員が支払いの責を負うものとします。

第13条(退会・会員資格の取消およびカードの使用停止・返却)

(1)会員の都合により退会するとき(本人会員が家族会員による家族カードの利用を中止させる場合を含みます。))は、当社宛に当社の定める方法により、その旨の届出を行うものとします。この際、当社が特に指示をした場合を除き、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。

(2)次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員が当社から発行を受けたすべてのクレジットカード(以下「全カード」といいます。))について、カード利用の全部または一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他の必要な措置をとることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

- ①会員が当社に届出べき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。
- ②会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
- ③会員が全カードのいずれかの規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
- ④本人会員がカード利用による支払金等(第3条に定める年会費を含みます。)当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
- ⑤差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他本人会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合。
- ⑥いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用(以下「利用可能枠の現金化等」といいます。)など、正常なカードの利用でないと当社が判断した場合。
- ⑦前号に定める場合のほか、カードの利用状況が不適当または不審なものと当社が判断した場合。
- ⑧会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。
- ⑨会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた

場合。

⑩その他当社が会員として不適格と判断した場合。

(3)本人会員について、退会、カードの使用停止、または会員資格の取消のいずれかが生じたときは、当然に家族会員についても同一の効果が生じるものとします。

(4)本人会員は、退会申出・会員資格取消後においてもそのカードに関して生じた一切のカード利用による支払金等についてその支払いの責任を負うものとし、退会申出・会員資格取消後であってもすべてのカード利用による支払金等の未払債務を完済しなければならないものとします。会員の申出による退会は、(1)のカード処分および未払債務の完済をもって効果が生じるものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。

(5)(2)に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却していただきます。また当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

(6)(5)の定めにかかわらず、(2)に該当し、当社がカードの破棄処分を求めたときは、会員は直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。

(7)会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、保険の申請手続その他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第14条(期限の利益の喪失)

(1)本人会員は、次のいずれかに該当したときは、カードキャッシングおよび下記②③④⑤のカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

①カードキャッシングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき(ただし、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第五条の規定による改正前の利息制限法(昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」といいます。)第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。)

②1回払いのカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

③2回払い、ボーナス1回払い、据置1回払い、リボルビング払い、分割払いまたはボーナス併用分割払いであっても割賦販売法に定める指定権利以外の権利のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

④会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約(以下これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。))に該当する場合を除きます。)となるカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

⑤④のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(2)次のいずれかに該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

①(1)の場合を除き、本人会員がカードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いのなかったとき。

②本人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。

③本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし、信用に関しないものを除きます。)の申立または滞納処分を

受けたとき。

④本人会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

⑤会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。

⑥本人会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到着したとき。

⑦本人会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。

⑧当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到着しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経過したとき(ただし、通知が到着しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。)

(3) 次のいずれかに該当したときは、本人会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

①会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。

②本人会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。

③本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠る等、本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

④その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

第 15 条(届出事項の変更・通知等の送付)

(1) 会員は、当社に届出た住所・氏名・勤務先(連絡先)・指定口座等について変更があった場合には、所定の届出書または当社の認める方法により、遅滞なく当社に届出していただきます。

(2) 会員は、(1)の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着し、または到着しなかった場合には、当社が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

(3) 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

(4) 会員と当社との間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・勤務先(連絡先)等の変更を、本規約以外の契約について届出をした場合には、会員と当社との間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。

(5) (1)、(4)のほか、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当該取扱について異議なく承認するものとします。

第 16 条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外でカードを利用する場合その他当社が指定する場合、現在または将来適用される諸法令、諸規約等により許可書、証明書その他の書類を必要とするときには、当社の請求に応じこれを提出し、また、海外等でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。また、会員は海外でカードを利用したときは、当社、Visa

Worldwide または MasterCard Worldwide の指示に従うものとします。

第 17 条(付帯サービス)

(1) 会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」といいます。)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。

(2) 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承知するものとします。

①付帯サービスについて、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があること。

②会員が第 13 条(2)各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第 18 条(規約の変更)

本規約の変更については、当社から本人会員に変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後に、会員がカードを使用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議がないものとします。

第 19 条(カード利用代金債権の譲渡等の同意)

本人会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本人会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含みます。)・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第 20 条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第 21 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地および当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 22 条(本人確認)

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく本人確認手続が、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

カードショッピング条項

第 23 条(カードショッピングの利用方法)

(1) ①会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングができます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続によりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

②当社または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとします。

(2) 本人会員は、カードショッピングの利用代金を当社が本人会員に代わって加盟店に立替払いすることを、本人会

員が自らまたは代理人である家族会員により当社に委託するものとします。

(3)商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該カードショッピングの支払金完済まで当社にあることを会員は認めるものとします。

(4)会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員が会員番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、加盟店の要請により当該変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。

(5)カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に提示され、またはカード情報が加盟店に通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用の申込者が加盟店に届出した情報と会員が当社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。

(6)当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカードショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ承認するものとします。

(7)会員は、利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第 24 条(カードショッピングの支払金の支払方法)

(1)①カードショッピングの支払金の支払方法は、1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い(ただし、支払回数 6 回以上)、ボーナス 1 回払い、リボルビング払いのうちから、会員がカードショッピング利用の際に指定した方法によります。

②ただし、日本国内で Visa カードまたは MasterCard®として利用する場合は、1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス 1 回払いまたはリボルビング払いのうちからの指定となります。また、海外(当社と直接契約する海外の加盟店を除きます。)でカードショッピングを利用した場合は、原則として 1 回払いとなります。

③なお、一部の加盟店では、①②の支払方法のうち一部が指定できない場合があります。

④前各号の定めにかかわらず、本人会員が当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合、カードショッピングの支払金の支払方法について、1 回払いを分割払い、リボルビング払いまたは据置 1 回払いに、2 回払い、分割払い、ボーナス 1 回払いを分割払いまたはリボルビング払いに変更することができるものとします。なお、当該申出は、当該カード利用に係る支払日(2 回払い、分割払いを変更する場合には初回の支払日)の属する月の 10 日までに行うものとします。また、据置 1 回払いの据置指定可能月数は 5 カ月を最長とします。

(2)カードショッピングの利用代金は、毎月 5 日に締切り、当月から毎月 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)からお支払いいただくことがあります。

(3)会員が 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス 1 回払いのいずれかを指定した場合

①支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。

支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)	10回 (10ヵ月)
実質年率(%)	0	0	12.25	13.50	13.75	14.50
利用代金 100 円あたりの分 割払手数料の額(円)	0	0	2.04	3.40	4.08	6.80
支払回数 (支払期間)	12回 (12ヵ月)	15回 (15ヵ月)	18回 (18ヵ月)	20回 (20ヵ月)	24回 (24ヵ月)	ボーナス1回 (-)
実質年率(%)	14.75	15.00	15.00	15.00	15.00	0
利用代金 100 円あたりの分 割払手数料の額(円)	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0

※一部の分割払い取扱加盟店では、指定できない支払回数があります。

※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

※(1)④の場合の据置 1 回払いは、据置月数 1 ヵ月、利用代金 100 円あたり 1.25 円(実質年率 15.00%)の手数料をお支払いいただきます。

②分割払いの場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は 1 円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。

(例)利用代金 5 万円、10 回払いの場合

●分割払手数料 $50,000 \text{ 円} \times (6.80 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 3,400 \text{ 円}$

●支払金合計 $50,000 \text{ 円} + 3,400 \text{ 円} = 53,400 \text{ 円}$

●月々の支払金 $53,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,340 \text{ 円}$

③ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は支払回数 6・10 回払いのときは 1 回、12・15 回払いのときは 2 回、18・20 回払いのときは 3 回、24 回払いのときは 4 回とします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1 回あたりのカードの利用代金の 50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は 1,000 円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

④ボーナス 1 回払いの支払月は、夏期は 6 月、7 月、8 月、冬期は 12 月、1 月のいずれかの月から会員が指定した月とします。なお、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。また、加盟店によりボーナス1回払いの支払月として指定できる月、およびお取扱期間が異なる場合があります。

(4)会員がリボルビング払いを指定した場合

①毎月のカードショッピングの支払金の支払元金は、本人会員が指定した金額(ただし、カードショッピングのリボルビング利用残高が本人会員の指定した金額以下となる場合はカードショッピングのリボルビング利用残高の全額)とし、手数料をこれに加算してお支払いいただきます。手数料は、毎月 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)のお支払後の日々のカードショッピングのリボルビング利用残高に対し、当社所定の手数料率(実質年率 15.00%)を乗じ、毎月 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)の翌日から翌月の 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間の年 365 日とする日割計算により算出した額(1 円未満の端数は切捨て)とします。なお、初回手数料は、締切日(5 日)のリボルビング利用残高に対する締切日(5 日)の翌日から 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの計算期間となります。

②支払金額の具体的算定例は次のとおりです。

毎月の支払元金が 1 万円で 4 月 6 日から 5 月 5 日までにカードショッピングを利用した金額が 1 回の取引で 5 万円

であった場合

1) 締切日(5月5日)後のリボルビング利用残高 50,000円

・初回(5月27日)の支払金額・・・10,452円

・リボルビング利用残高充当額・・・10,000円

・手数料充当額・・・452円(5月6日～5月27日までの分)

・初回支払金額支払後のリボルビング利用残高・・・40,000円(50,000円－10,000円)

(注)手数料計算方法

$50,000円 \times 15.00\% \times 22日(5月6日 \sim 5月27日) \div 365日 = 452円$

2) 初回(5月27日)支払金額支払後のリボルビング利用残高 40,000円

・第2回(6月27日)の支払金額・・・10,509円

・リボルビング利用残高充当額・・・10,000円

・手数料充当額・・・509円(5月28日～6月27日までの分)

※上記期間中に複数回の取引があり、利用金額が5万円であった場合は、手数料額が異なる場合があります。

・第2回支払金額支払後のリボルビング利用残高・・・30,000円(40,000円－10,000円)

(注)手数料計算方法

$40,000円 \times 15.00\% \times 31日(5月28日 \sim 6月27日) \div 365日 = 509円$

③本人会員が当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、ボーナス月増額払いの追加または変更、翌月支払元金の増額支払いができます。

④カードショッピングのリボルビングの利用残高がカードショッピングの毎月の支払元金の20倍を超え当社が必要と認めた場合には、当社は、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ本人会員に通知することにより、当該毎月の支払元金を当該利用残高の1/20を超えない範囲内(1,000円単位)に変更できるものとします。

(5)一部の加盟店によっては、(分割払い)手数料等が(3)、(4)と異なる場合があります。

(6)当社は、金融情勢の変化等相当の事由がある場合、手数料を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第18条の規定にかかわらず当社から手数料の変更の通知をした後は、変更後の手数料が適用されるものとし、当社が指定したときは、通知をした時点におけるカードショッピングの利用残高の全額に対しても、変更後の手数料が適用されるものとします。

第25条(遅延損害金)

(1)本人会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

①2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払いおよび据置1回払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年14.60%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、割賦販売法に定める指定権利に関する取引が会員の営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(ただし、業務提供誘引販売個人契約等に該当する場合を除きます。)となる場合を除きます。

②1回払いもしくはリボルビング払いの取引または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払いおよび据置1回払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し、年14.60%を乗じた額。ただし、会員の営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約となる場合を除きます。

③①および②のただし書き(会員の営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約)に関する取

引については、当該支払金に対し、年 29.20%を乗じた額。

(2)本人会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

①(1)①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。

②(1)②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.60%を乗じた額。

③(1)③の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 29.20%を乗じた額。

第 26 条(カードショッピングの支払金の繰上返済等)

(1)カードショッピングの支払金の繰上返済(本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて行うことをいいます。)は、本人会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本人会員は、書面の提出等当社所定の手続をとるものとします。

(2)本人会員は、(1)に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本人会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
分割払い	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参、口座振替(支払日は当社指定の期日に限ります。)
リボルビング払い	全額	口座振込、当社指定の窓口への持参、口座振替(支払日は当社指定の期日に限ります。)
	一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

(3)当社に対する支払いが次のいずれかに該当するときは、当社は、本人会員への通知なくして、当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

①当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。

②当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。

③当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

④当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本人会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

(4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、本人会員は、当社が指定する日本国内のATMを利用して、カードショッピングのリボルビング払いの支払金の一部を繰上返済することができるものとします。ただし、当社または当該金融機関の定める単位金額の返済に限定される場合があります。

(5)繰上返済の方法として口座振替を指定した場合において、当社が必要と認めるときまたは事務上の都合により、当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で繰上返済が行われた場合において、超過支払金があるときは、当社は本人会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

(6)本人会員が当初の契約のとおりカード利用による支払金等の支払いを履行している場合におけるカードショッピングの分割払いの支払金の繰上返済(全額の繰上返済に限ります。)金額は、下記算式により算出した金額とします。

●未払分割支払金合計一期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78 分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。なお、繰上返済日以降最初に到来する約定返済期日の分割支払金に係る分割払手数料は、期限未到来の分割払手数料には含まれないものとします。

第 27 条(商品等の点検)

会員は、商品・権利を受領したときまたはサービスの提供を受けたときはすみやかにその内容を点検していただきます。

第 28 条(見本・カタログ等との相違)

会員が見本・カタログ等により申込をした場合において、受領した商品・権利もしくは提供されたサービスの内容が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、すみやかに会員は加盟店に商品・権利の交換もしくはサービスの内容変更を申出るか、または当該売買契約もしくはサービス提供契約を解除することができます。ただし、本条にいう権利とは割賦販売法に定める指定権利に限ります。なお、売買契約・サービス提供契約を解除したときはすみやかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第 29 条(支払停止の抗弁)

(1)本人会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。

①商品の引渡、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと。

②商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。

③その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

(2)当社は、本人会員が(1)の支払停止を行う旨を当社に申出たときは直ちに所要の手続をとるものとします。

(3)会員は、本人会員が(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉していただきます。

(4)本人会員は、本人会員が(2)の申出をしたときは、すみやかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めていただきます。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力していただきます。

(5)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

①会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(ただし、業務提供誘引販売個人契約等に該当する場合を除きます。)であるとき。

②①のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するとき。

③会員の指定した支払方法が1回払いのとき(ボーナス1回払い、据置1回払いを除きます。)

④2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払いおよび据置1回払いの場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。

⑤リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき。

⑥当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約(ただし、法律上認められるものを除きます。)、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

⑦(1)①から③の事由が会員の責に帰すべきとき、その他本人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

(6)本人会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。

(7)本条に定める支払停止の抗弁は、支払済のカードショッピングの支払金の返還請求を認めるものではありません。

カードキャッシング条項

第30条(カードキャッシングの利用方法)

本人会員は、自らまたは家族会員を代理人として、当社の定めるキャッシング利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。

①当社の指定する日本国内の現金自動貸付機等(ATM・CD)にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。この場合、本人会員は、当社に対し、当社所定のATM利用手数料を支払うものとします。

②当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込をする方法。

③Visa Worldwide または MasterCard Worldwide と提携した海外の取扱金融機関等で所定の手続をする方法。

④その他当社所定の方法。

第31条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

(1)カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。なお、海外でのカードキャッシング利用分については事務上の都合により、翌々月以降の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)からお支払いいただくことがあります。

(2)①カードキャッシングによる融資金の支払方法は1回払い、リボルビング払いのうち会員がカードキャッシング利用の際に指定した方法とします。また、融資金額は、1回払いを指定した場合は、1回2万円以上1万円単位、リボルビング払いを指定した場合は、1回1万円以上1万円単位とします。なお、海外でのカードキャッシング利用分の支払方法は原則として1回払い、融資金額はVisa Worldwide または MasterCard Worldwide もしくは当社が指定する現地通貨単位とします。

②①の定めにかかわらず、本人会員が、当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合、カードキャッシングの支払金の支払方法について、1回払いをリボルビング払いに変更することができるものとします。なお、当該申出は、当該カードキャッシング利用分の支払日の属する月の10日までに行うものとします。

③振込にて融資を行う場合は、第7条に定めるお支払口座に振込むものとし、当社が金融機関に振込手続を行った日をご利用日とします。なお、本人会員のお支払口座が証券口座の場合、振込にて融資を受けることはできないものとします。

(3)①1回払いの場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するもの(1年を365日とする日割計算、以下同じ)とし、ご利用日の翌日から支払日までの日数の利息を、融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

②リボルビング払いの場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するものとし、毎月の支払元金は、申込時

に指定した金額(ただし、支払元金が申込時に指定した金額以下となる場合は残金全額)とします。ご利用後第 1 回支払金はご利用日の翌日から初回支払日までの日数の利息をお支払いいただきます。第 2 回以降支払金は支払月前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数の利息をお支払いいただきます。各利息の支払いはそれぞれ毎月の支払元金に加算してお支払いいただきます。

③当社所定の利率は、会員に対し書面または他の方法をもって通知します。

(4)本人会員が当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合、毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払いの追加または変更、翌月支払元金の増額支払いができます。

(5)カードキャッシングのリボルビングの利用残高がカードキャッシングの毎月の支払元金の 20 倍を超え当社が必要と認めた場合には、当社は、第 18 条の規定にかかわらず、あらかじめ本人会員に通知することにより、当該毎月の支払元金を当該利用残高の 1/20 を超えない範囲内(1,000 円単位)に変更できるものとします。

(6)当社は、金融情勢の変化等相当の事由がある場合、利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第 18 条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、当社が指定したときは、通知をした時点におけるカードキャッシングの利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されるものとします。

第 32 条(カードキャッシングの支払金の繰上返済等)

(1)カードキャッシングの支払金の繰上返済(本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて行うことをいいます。)は、本人会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本人会員は、書面の提出等当社所定の手続をとるものとします。

(2)本人会員は、(1)に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本人会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
1 回払い	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
リボルビング払い	全額	口座振込、当社指定の窓口への持参、口座振替(支払日は当社指定の期日に限ります。)
	一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

(3)当社に対する支払いが次のいずれかに該当するときは、当社は、本人会員への通知なくして、当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

①当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。

②当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。

③当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

④当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本人会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、本人会員は、当社が指定する日本国内のATMを利用して、カードキャッシ

ングのリボルビング払いの支払金の一部を繰上返済することができるものとします。ただし、当社または当該金融機関の定める単位金額の返済に限定される場合があります。

(5)繰上返済の方法として口座振替を指定した場合において、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で当該用紙に記載された期日の前に繰上返済が行われたことにより超過支払金があるときは、当社は本人会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

第33条(遅延損害金)

本人会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払元本に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年20.00%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

<カードキャッシングのご案内>

●1回払い

融資利率(実質年率)	15.00%~18.00% ^{※1}
返済方式	元利一括払い

※1 閏年前年の12月1日~閏年の12月31日は、1年を365日とする日割計算とし、当該期間の融資利率は、年率14.95%~17.95%とします。

●リボルビング払い

ご指定いただいた「キャッシングリボお支払コース金額(ご返済元金)」の金額に利息を加算してお支払いいただく方法です。

融資利率(実質年率)	一般カード	15.00%~18.00% ^{※2}
	プレミアム	15.00%~17.10% ^{※3}
	ゴールドカード	15.00% ^{※4}
返済方式	元本定額リボルビング払い	

◎担保/保証人:不要

◎ATM利用手数料(消費税込):

取引金額1万円以下 105円 / 取引金額2万円以上 210円

◎遅延損害金:実質年率20.00%

◎資金用途:自由(ただし、事業資金は除きます。)

◎貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はございません。

◎リボルビング払いの「返済期間」「返済回数」「返済期日」「返済金額」は、会員が新規のご利用またはご返済をされた場合は変動します。

※2 閏年前年の12月28日~閏年翌年の1月27日(新たな借入の場合、閏年前年の12月1日~閏年の12月31日)は、1年を365日とする日割計算とし、当該期間の融資利率は、年率14.95%~17.95%とします。

※3 閏年前年の12月28日～閏年翌年の1月27日(新たな借入の場合、閏年前年の12月1日～閏年の12月31日)は、1年を365日とする日割計算とし、当該期間の融資利率は、年率14.95%～17.10%とします。

※4 閏年前年の12月28日～閏年翌年の1月27日(新たな借入の場合、閏年前年の12月1日～閏年の12月31日)は、1年を365日とする日割計算とし、当該期間の融資利率は、年率14.95%とします。

◎指定紛争解決機関：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

*利息の計算方法は以下のとおりです。

《1回払い》

●利息＝残債務元金×利率(年率)÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払い》

●利息＝残債務元金×利率(年率)÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払い》

●利息＝残債務元金×利率(年率)÷365日×支払月前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数

ICカード条項

以下の条項は、当社が会員に対し、ICチップを組込んだカード(以下「ICカード」といいます。)を貸与した場合の追加条項として会員に適用があります。

第34条(ICカードの暗証番号)

会員がICカード利用の際に使用する暗証番号は、第4条にもとづき当社に登録された暗証番号とします。

第35条(ICカードによるカードショッピングの利用方法)

会員は、ICカードによるカードショッピングの利用の際、IC読取機能付承認端末(以下「IC端末」といいます。)を設置した加盟店において、IC端末に暗証番号の入力を求められた場合、会員自ら暗証番号の入力を行うものとします。この場合、売上票への署名を省略できる場合があります。

「楽 Pay」特約条項

本特約は、第24条(カードショッピングの支払金の支払方法)に関しての特約として当社が提供する「楽 Pay」の利用について定めたものです。本特約を承認のうえ当社所定の方法で申込をされ、当社が認めた本人会員(以下、本特約において「特約会員」といいます。)は、本特約に定める「楽 Pay」を利用することができます。

第36条(「楽 Pay」)

「楽 Pay」(以下「本サービス」といいます。)とは、特約会員またはその家族会員が本サービス登録後のカード利用の際にカードショッピングの支払金の支払方法として1回払いまたはリボルビング払いを指定した場合(指定しなかった場合は1回払いを指定したものとします。)において、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に支払うべきカードショッピングの支払金が指定金額の範囲内であれば当該支払金を1回払いで支払うこととし、当該支払金が指定金額を超える場合、指定金額を超える部分のカードショッピングの支払金を翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)以降のリボルビング払いとすることのできるサービスをいいます。

第37条(指定金額)

(1)指定金額は、5千円以上5千円単位(ただし、当社が特に認めた場合は、この限りではありません。)とし、特約会

員は、本サービス利用の申込にあたり指定金額を指定するものとします。

(2) 特約会員は、当社所定の方法により申出をされ、当社が認めた場合、ボーナス月増額払いとして「ボーナス月増額金額」を指定することができます。この場合、特約会員は、ボーナス支払月にボーナス月増額金額を指定金額に加算して支払うものとし、指定金額とボーナス月増額金額の合計額が当該ボーナス支払月の指定金額となります。

(3) 特約会員は、指定金額を変更する場合には、毎月当社が定める指定日までに当社所定の方法により申出るものとし、当該申出を当社が承認した場合、指定金額の変更ができるものとします。また、ボーナス月増額金額を変更する場合も同様とします。

(4) 本サービス登録後も特約会員または家族会員が、カード利用の際にカードショッピングの支払金の支払方法として、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス1回払いを指定した場合は、当該指定した支払方法とし、本サービスの適用はありません。

第38条(手数料の計算方法および支払い)

(1) 特約会員は、本サービス利用の手数料として、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)のお支払後の日々の本サービス利用にかかるカードショッピングの支払金の残高(以下「本サービス利用残高」といいます。)に対し、当社所定の手数料率(実質年率15.00%)を乗じ、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)の翌日から翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間の年365日とする日割計算により算出した額(1円未満の端数は切捨て)を支払うものとします。ただし、本サービス利用にかかるカードショッピング利用日から起算して最初に到来する締切日(5日)が属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間は手数料計算の対象としません。

(2) 手数料のお支払いは毎月のカードショッピングの支払金に加算して支払うものとします。ただし、本サービス利用残高が指定金額以下となる場合は本サービス利用残高と手数料の合計額を支払うものとします。

第39条(本特約の解約)

(1) 特約会員は、当社所定の方法により当社に申出ることにより、本特約を将来に向かって解約することができ、この場合、本人会員によるカードショッピングの支払金のリボルビング払いは第24条(4)にもとづく支払方法となります。

(2) 特約会員は、解約の申出にあたり前項のリボルビング払いにかかる支払元金を指定(特に指定がない場合は、当社所定の支払元金とします。)するものとし、本特約の解約時に本サービス利用残高がある場合は、当該支払元金によるリボルビング払いにより当該本サービス利用残高を支払うものとします。

第40条(本特約の変更)

本特約の変更については、当社が変更内容を通知した後に特約会員または家族会員が1回払いまたはリボルビング払いによるカードショッピングを利用したときは、特約会員が当該変更内容を承認したものとみなします。

●お支払例(指定金額が5万円の場合)

4月6日から5月5日までに1回払いでカードショッピングを利用した金額が10万円であった場合

1) 初回のお支払い

- ・締切日(5月5日)後の本サービス利用残高 100,000円
- ・初回(5月27日)の支払金額…50,000円
- ・本サービス利用残高充当額…50,000円
- ・初回支払金額支払後の本サービス利用残高…50,000円(100,000円－50,000円)

2) 2回目のお支払い

- ・初回(5月27日)支払金額支払後の本サービス利用残高 50,000円

- ・第2回(6月27日)の支払金額…50,636円
- ・本サービス利用残高充当額…50,000円
- ・手数料充当額…636円(5月28日～6月27日までの分)
- ・第2回支払金額支払後の本サービス利用残高…0円(50,000円－50,000円)

(注)手数料計算方法

$50,000 \text{円} \times 15.00\% \times 31 \text{日} (5 \text{月} 28 \text{日} \sim 6 \text{月} 27 \text{日}) \div 365 \text{日} = 636 \text{円}$

(相談窓口)

1. 商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(第29条(4))については、当社におたずねください。

三菱UFJニコス株式会社 NICOS コールセンター

東日本	TEL 03-5940-1122	〒113-8643 東京都文京区本駒込 6-14-23
西日本	TEL 052-671-0464 TEL 06-6616-0520(*)	〒460-8355 名古屋市中区大須 4-11-52 (*)名古屋に着信いたします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(与信目的による個人情報の取得・保有・利用)

本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下これらを総称して「会員等」といいます。また、会員等のうち、本人会員入会申込者および本人会員を総称して以下「本人会員等」といいます。)は、本契約(本申込を含みます。以下同じ)および本契約以外の契約にかかる三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「当社」といいます。)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した書面等に記載された本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報。

④本契約に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、収入、負債、預貯金の内容、ならびに本契約以外の当社との契約により取得したカードおよびローン等の利用・支払履歴。

⑤当社が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

⑥本人確認書類、収入証明書等、法令等にもとづき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項。

⑦官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条(与信目的以外による個人情報の利用)

(1)会員等は、カード発行、会員管理およびカード付帯サービス(会員向け各種補償制度、各種ポイントサービス等)を含むすべてのカード機能履行のため、第1条①②③の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

(2)会員等は、当社が下記の目的のために第1条①②③の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

①当社のクレジット関連事業における市場調査、商品開発。

②当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

③当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

なお、当社のクレジット関連事業とは、クレジットカード、融資、信用保証等となります。事業内容の詳細につきましては、次のホームページにおいてご確認いただけます。(URL) <http://cr.mufg.jp>

(3)会員等は、当社が本契約にもとづく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)本人会員等は、当社が、本人会員等の本契約を含む当社との与信取引にかかる支払能力・返済能力の調査、契

約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本人会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当社は、加盟個人情報機関および提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報につきましては、割賦販売法および貸金業法に従い、支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。

(2) 本人会員等は、本契約に関する客観的な取引事実にもとづく本人会員等の下表「登録情報」欄①②③④記載の個人情報、当社により加盟個人情報機関に下表に定める期間、提供・登録されることに同意するものとします。また、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、割賦販売法および貸金業法に従い、本人会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用することに同意するものとします。

登録情報	登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約に係る申込をした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6か月間	当該申込日から6か月を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間）
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）

(当社が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関の加盟会員が利用する情報は、上記表の登録情報のうち、「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。)

(3) 本人会員等は、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意するものとします。

(4) 加盟個人情報機関の名称、所在地、お問合せ電話番号等は以下のとおりです。また、当社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、本人会員等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構(JICC)	〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル	0120-441-481	http://www.jicc.co.jp/

(5) 加盟個人情報機関が提携する個人情報情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行個人情報セン	〒100-8216	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.

ター (KSC)	東京都千代田区丸の内 1-3-1	or.jp/pcic/index.html
----------	------------------	-----------------------

(6)当社が、(4)に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は、本人会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

(7)加盟信用情報機関および提携信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

会員等は当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員等は当社および第3条(4)に記載する加盟信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第8条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、次のホームページにてご確認いただけます。(URL)<http://cr.mufg.jp>

②加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第3条(4)記載の加盟信用情報機関に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

(1)当社は、会員等が、本契約に必要な事項(申込書等に記入・申告すべき事項)の記入・申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます。)の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断りまたは退会手続をとることがあります。

(2)前項にかかわらず、会員等が第2条(2)①に定める市場調査、商品開発での利用、②③に定める営業案内での利用について同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約の締結を断りまたは退会手続をとることはありません。ただし、当社および当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第7条(利用中止の申出)

第2条(2)①に定める市場調査、商品開発での利用、②③に定める営業案内での利用につき、同意を得た範囲内で当社が会員等の個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。中止の措置については、第8条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申出により当社および当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第8条(お問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等のお問合せや提供・利用中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記 NICOS コールセンターにご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱 UFJ ニコス株式会社 NICOS コールセンター

東日本	TEL 03-5940-1122	〒113-8643 東京都文京区本駒込 6-14-23
西日本	TEL 052-671-0464 TEL 06-6616-0520(*)	〒460-8355 名古屋市中区大須 4-11-52 (*)名古屋に着信いたします。

第 9 条(契約不成立時および退会申出・会員資格取消後の個人情報の利用)

(1)本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 1 条および第 3 条(2)にもとづき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(2)当社は、NICOS カード会員規約第13条に定める退会申出・会員資格取消後においても、第 1 条、第 2 条に定める目的(ただし、第 2 条(2)を除きます。)で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第 10 条(条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。